

議員提出議案第15号

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の
一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和5年6月9日

大阪市会議長 片 山 一 歩 様

提 出 者

岡 田 妥 知	広 田 和 美	たけち 博 幸
塩 中 一 成	野 上 ら ん	藤 田 あきら
橋 本 まさと	岡 崎 太	佐々木 り え
高 見 亮	西 徳 人	佐々木 哲 夫
杉 田 忠 裕	辻 義 隆	前 田 和 彦
荒 木 肇	福 田 武 洋	

(別紙)

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（昭和26年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前		
第1条 本市会議員の定数は <u>70人</u> とする。	第1条 本市会議員の定数は <u>81人</u> とする。		
第2条 各選挙区から選出する議員数は、次のとおりとする。	第2条 [同左]		
選挙区	議員数	選挙区	議員数
北 区	<u>3 人</u>	北 区	<u>4 人</u>
[略]		[同左]	
西淀川区	<u>2 人</u>	西淀川区	<u>3 人</u>
[略]		[同左]	
東淀川区	<u>4 人</u>	東淀川区	<u>5 人</u>
東成区	<u>2 人</u>	東成区	<u>3 人</u>
生野区	<u>3 人</u>	生野区	<u>4 人</u>
旭 区	<u>2 人</u>	旭 区	<u>3 人</u>
城東区	<u>4 人</u>	城東区	<u>5 人</u>
[略]		[同左]	
住之江区	<u>3 人</u>	住之江区	<u>4 人</u>
住吉区	<u>4 人</u>	住吉区	<u>5 人</u>
東住吉区	<u>3 人</u>	東住吉区	<u>4 人</u>
平野区	<u>5 人</u>	平野区	<u>6 人</u>
[略]		[同左]	
備考 表中の[]の記載は注記である。			

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 各選挙区選出数については、令和7年の国勢調査により官報で公示された人口に基づき、所要の見直しを行うものとする。

説 明

市会議員の定数及び各選挙区選出数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。